

フードバレーとから品質保持・海外マーケティング調査委託業務 仕様書

1. 委託業務名

フードバレーとから品質保持・海外マーケティング調査委託業務

2. 業務の背景・目的

フードバレーとから推進協議会では、これまで、十勝の農と食の付加価値向上を目的として、十勝管内の生産者・事業者の商品開発、販路開拓に関する施策を実施し、首都圏トップシェフと生産者のマッチング、ハイクラスホテルや百貨店で十勝フェアなどを通じて、十勝の食材の継続取引につなげてきた。また、ここ数年の円安状況下において輸出に関する機運が高まっており、海外販路開拓に関心を持つ声が事業者から挙がっている。

一方で、輸出に向けた取り組みを自社で行えず、輸出可能性を模索したいと考えている事業者の存在や、乳製品や青果など鮮度訴求する商品の賞味期限が短いといった特性が要因となり、国外販路開拓に繋がりづらい課題が浮き彫りとなっている。こうした課題を踏まえ、十勝管内食品事業者の海外マーケティング調査および鮮度訴求が強みである商品の品質保持調査を行うなど、地域産業振興に係る業務を実施する。

3. 業務期間

契約日より令和7年3月14日（金）まで

4. 業務内容

(1) 輸出商品の選定に係る業務

- ・輸出先国としてシンガポールを含め2か国以上を対象国としたニーズ、ターゲットのヒアリングの実施
- ・輸出先国の規制確認の実施
- ・十勝の作物、商品10品目程度の輸出可能性の検討

(2) 輸出商談等の実施に係る業務

- ・輸出促進に係る伴走支援

(3) 十勝産品の品質保持調査に係る業務

- ・冷凍解凍試験の実施
- ・ロット、品質、価格等の課題把握

(4) 報告書の作成 ((1)~(3)の取り組みを踏まえた以下の内容)

- ① 成果報告
- ② 課題分析、提案

5. 成果品の納期

「3. 業務期間」の期日までとする。

6. 成果品等

(1) 成果報告書1部

(2) 上記の電子ファイルが格納されている電子媒体一式

7. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上定めるものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する簡易な事項については、業務委託料の範囲内で実施するものとする。

8. 業務完了報告書の提出先

北海道帯広市西5条南7丁目1 帯広市 経済部 経済室 経済企画課内
フードバレーとまち推進協議会事務局